



宿泊税の目的



観光資源の魅力向上、旅行者の受け入れ環境の充実などを目的としております。



宿泊税の概要





宮城県と仙台市における宿泊税の概要は、以下のとおりです。

2	課稅	名	体	旅館、	ホテル、	簡易宿所、	民泊の施設における	る宿泊行為
		U H	11 1	カルカロノ	11.5			としてしまりから

● 納税義務者 宿泊者

税

額

1人1泊あたり300円

- ※ 仙台市内は宮城県分100円・仙台市分200円の計300円
- ※ 仙台市を除く宮城県内の市町村は宮城県分300円のみ

1人1泊あたり**6,000円未満(素泊まり・税抜き料金)の宿泊**は 課税しません。

以下のいずれかに該当する宿泊には課税しません

- ・教育課程内の教育活動(修学旅行等)及び部活動に伴う宿泊
- ・保育所及び認定こども園等における活動に伴う宿泊
- ・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊
- ※ 教育課程内の教育活動(修学旅行等)及び部活動、保育所及び認定こども園等における 活動に係る課税免除の詳細はP7でご説明します。



課税免除

令和8年1月13日(火)

- ※ 令和8年1月12日から翌1月13日にかけて行われる宿泊は課税対象外となります。
- ※ 課税開始日よりも前に予約があった場合でも宿泊税が課税されます。





宿泊者向けの分かりやすい周知にご協力お願いします。

具	体	例	予約申込画面に、宿泊税の有無について掲載する。
具	体	例	宿泊税の支払方法を掲載する(クレジットカード払いや現地払いなど)。
具	体	例	宿泊税を事前決済した場合、支払われた宿泊税の額を領収書に表示する。
具	体	例	予約サイトに宮城県および仙台市の宿泊税の概要を掲載する。 ※ 宮城県および仙台市のホームページのリンクを掲載する方法でも可。 ※ ホームページのURL等についてはP7参照。

※可能な範囲での対応をご検討ください。







各宿泊施設への周知にご協力をお願いします。



具 体 例

予約サイトの販売価格設定時、宿泊税を含めるか含めないか等について 周知する。



具 体 例

宿泊施設が企画するプランに、宿泊税がかかる旨の注意書きを掲載するよう周知する。

※可能な範囲での対応をご検討ください。









課税免除に関して、教育課程内の教育活動(修学旅行等)及び部活動、 保育所及び認定こども園等における活動に係る課税免除について、該当 する宿泊者に以下の注意点をお伝えください。



学校長等が作成した証明書を宿泊施設へ提出する 必要があります!



証明書を宿泊施設へ提出しない場合、課税免除とはなりません!



証明書の様式は、後日、宮城県と仙台市のホームページに掲載いたします。ホームページへのアクセスについてはP7をご覧ください。

裕	泊	В		年	月	B	から	年	月	日	まで	() ※					
		\neg	<学校・幼稚園>															
			口析	学旅行														
		_	□ 部活動 (※1)															
活動	の概	委	□ ₹	の他の	教育課	程内の	学校行事等	()						
		- 1	<保育	所等の	施設>													
			□ f:	事(
	□ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学科												揚学的					
				専門学				7-1AL 19-1	77.00	7 100	,,,,,,,,	****						
学校	等の程	類	261				1411/1019	7 100 100	771	. 4100	77.00	****						
学校	等の租	八郎	- 海等	専門学	校			7 100 100	7700	. 432	700	****						
学校	等の程	類	高等 口 数 口 数	專門学 身所 b保連携	校型認定	こども												
	等の種施設名		高等 口 数 口 数	專門学 身所 b保連携	校型認定	こども	[8]											
宿泊課税:		称	高等 口 数 口 数	專門学 身所 b保連携	校型認定	こども	[8]											

Г																	1
													Ħ	3	,	年	
						b	Fr在5										
							11-02-1	,									
						5 _	银行	てはお	交名区	学							
						5	9長名	は施設	と又に	交長名	学						
1																	





課税免除の対象となる具体例について

教育課程内の教育活動(修学旅行等)及び部活動、保育所及び認定こども園等における活動 に係る課税免除について、対象となる者、対象とならない者の例は、以下のとおりです。

● 対 第

型 生徒等の引率を行う学校・保育所等関係者である教師や保育士

△ 心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者

■ 部員、監督、コーチ、マネージャー、スコアラーなど

文対象外

🕥 旅行業者の添乗員、カメラマン

◇ 応援のための保護者、審判など







このほか、課税免除に関する詳細については、 「宿泊税特別徴収の手引き」をご覧ください。 なお、手引きはホームページに公開しており ます。

ホームページへのアクセスについてはP7を ご覧ください。





宿泊税

宮城県 宿泊税 〇検索



https://www.pref.miyagi.jp/site/shukuhakuzei/index. html

お問い合わせ

税務課課税班

観光戦略課観光政策班

5 022-211-2324

5 022-211-2823





宿泊税に関するお知らせ

仙台市 宿泊税に関するお知らせ 🔾検索



https://www.city.sendai.jp/shoze/syukuhakuzei/syuk uhakuzei information.html

宿泊税

仙台市 宿泊税 〇検索



https://www.city.sendai.jp/shoze/syukuhakuzei/syuk uhakuzei information.html

お問い合わせ

市民税企画課

観光戦略課総務係

T 022-214-8443

T 022-214-8259

